

資料編

1. 下水処理場負荷削減量

平成29年度の下水処理場での負荷削減量は下表のとおりです。

流域下水処理場における負荷削減量

		湖南中部 浄化センター	湖西 浄化センター	東北部 浄化センター	高島 浄化センター	合計
流入水量 (m³/日)		258,053	42,976	99,155	13,428	413,612
流入 水質	BOD (mg/L)	162	157	118	185	
	COD (〃)	94.4	90.2	72.1	82.9	
	T-N (〃)	29.8	26.3	23.5	26.7	
	T-P (〃)	3.25	2.67	2.28	2.97	
流入 負荷 量	BOD (kg/日)	41,805	6,747	11,700	2,484	62,736
	COD (〃)	24,360	3,876	7,149	1,113	36,498
	T-N (〃)	7,690	1,130	2,330	359	11,509
	T-P (〃)	838.7	114.7	226.1	39.9	1,219.4
放流水量 (m³/日)		258,083	42,977	99,056	13,263	413,379
放 流 水 質	BOD (mg/L)	0.8	1.4	0.3	0.9	
	COD (〃)	5.3	5.4	5.0	5.3	
	T-N (〃)	5.1	2.6	2.4	4.3	
	T-P (〃)	0.05	0.04	0.07	0.04	
排出 負荷 量	BOD (kg/日)	206	60	30	12	308
	COD (〃)	1,368	232	495	70	2,165
	T-N (〃)	1,316	112	238	57	1,723
	T-P (〃)	12.9	1.7	6.9	0.5	22.0
負 荷 削 減 量	BOD (kg/日)	41,599	6,687	11,670	2,472	62,428
	COD (〃)	22,992	3,644	6,654	1,043	34,333
	T-N (〃)	6,374	1,018	2,092	302	9,786
	T-P (〃)	825.8	113.0	219.2	39.4	1,197.4

備考1. 流入水量・水質、放流水量・水質は年間平均値です。

単独公共下水処理場における負荷削減量

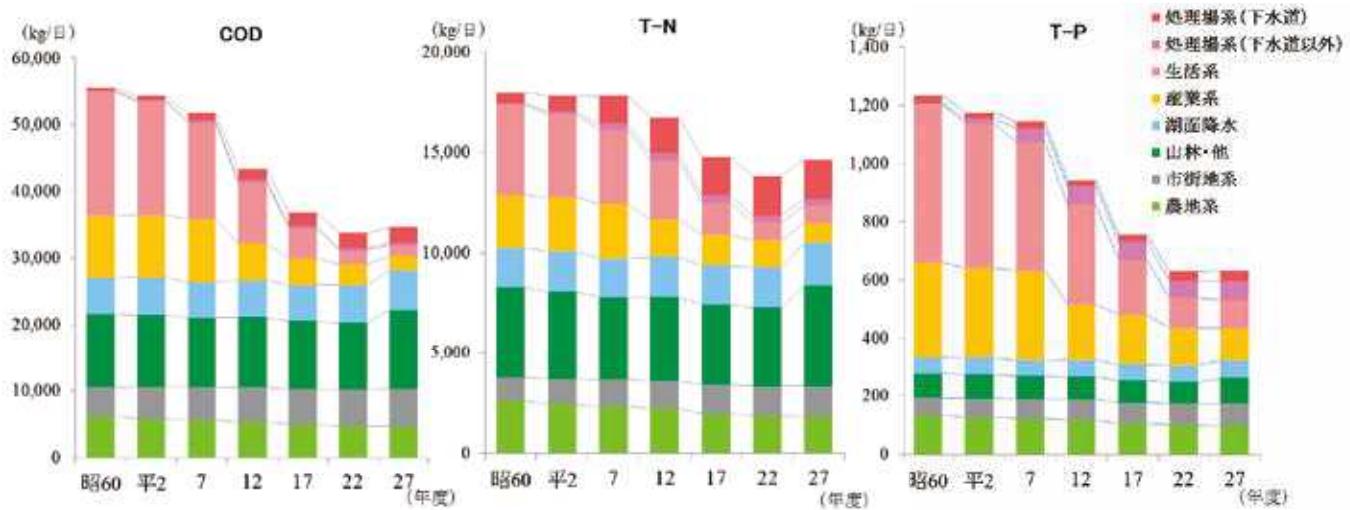
		大津市 水再生センター	近江八幡市 沖島浄化センター	甲賀市土山 オー・デュ・ブルー	甲賀市信楽 水再生センター	高島市朽木 浄化センター	合計
流入水量 (m³/日)		51,960	80	1,971	733	360	55,104
流入 水質	BOD (mg/L)	137	124	189	114	566	
	COD (〃)	80.0	69.6	92.7	80.8	238	
	T-N (〃)	26.3	28.6	24.5	25.3	37.1	
	T-P (〃)	2.85	3.50	3.00	2.70	3.80	
流入 負荷 量	BOD (kg/日)	7,119	10	373	83	204	7,789
	COD (〃)	4,157	6	183	59	86	4,491
	T-N (〃)	1,367	2	48	19	13	1,449
	T-P (〃)	148.1	0.3	5.9	2.0	1.4	157.7
放流水量 (m³/日)		51,960	130	2,062	667	352	55,171
放 流 水 質	BOD (mg/L)	2.2	1.8	2.0	1.3	4.7	
	COD (〃)	6.1	3.5	5.2	4.2	8.3	
	T-N (〃)	6.4	4.3	5.2	1.6	7.3	
	T-P (〃)	0.23	0.20	0.20	0.02	0.30	
排出 負荷 量	BOD (kg/日)	114	0.2	4	0.9	2	121
	COD (〃)	317	0.5	11	3	3	334
	T-N (〃)	333	0.6	11	1	3	348
	T-P (〃)	12.0	0.0	0.4	0.0	0.1	12.5
負 荷 削 減 量	BOD (kg/日)	7,005	10	369	82	202	7,668
	COD (〃)	3,840	6	172	56	83	4,157
	T-N (〃)	1,034	1	37	18	10	1,101
	T-P (〃)	136	0.3	5.5	2.0	1.3	145.2

備考1. 流入水量・水質、放流水量・水質は年間平均値です。

備考2. 大津市水再生センターは、合流式処理場であり、晴天日の年間平均値です。

琵琶湖に流入する負荷量の推移

これまで琵琶湖の水質保全を図るため、生活排水等に係る汚濁負荷の削減対策として、下水道の整備等を実施した結果、陸域から琵琶湖へ流入する負荷量は低減されています。



出典)「第7期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」より作成

注)「処理場系（下水道以外）」とは、し尿処理場と農業集落排水施設をいいます。

「生活系」とは、合併浄化槽、単独浄化槽、し尿処理、農地還元をいいます。

琵琶湖に流入する負荷量のイメージ（平成27年度）



注) 除去量については、処理場系（下水道）のみ算出しています。

2. 環境基準

(1) 環境基準の類型指定

ア. 水質汚濁に係る環境基準の類型指定

環境基本法（平成5年法律第91号）では、公害とは、大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭を指し、特に大気、水質、土壤および騒音については、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準を環境基準として定めることとしています。このうち、水質については、通常、水質環境基準（(2) 参照）と呼ばれ、人の健康に係るものは全国一律に、生活環境に係るものについては河川、湖沼等の水域別にまた水域の利用目的に応じて定められています。

本県の場合は、次のように類型が設定されています。

水 域	該 当 類 型	達 成 期 間
琵琶湖 北湖	湖沼AA	イ
琵琶湖 南湖	湖沼AA	ハ
瀬田川（全 域）	A	イ

注1 北湖とは琵琶湖大橋より北側をいい、南湖とは同大橋より南側をいいます。

注2 達成期間の分類は次のとおりです。

「イ」は、直ちに達成する。

「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成する。

「ハ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準を可及的速やかに達成する。

イ. 全窒素、全リンに係る環境基準の類型指定

全国的に湖沼などの閉鎖性水域では富栄養化などの進行により環境基準の達成率が低い状況にあり、利水上の問題が発生していることから全窒素、全リンに係る環境基準が設定されました。琵琶湖の場合は、次のように類型が設定されています。

水 域	該当類型	達成期間
琵琶湖 北湖	II	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。
琵琶湖 南湖	II	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

(2) 水質環境基準

ア. 人の健康の保護に関する環境基準 (健康項目)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg／ℓ 以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法又は規格38.1.2及び38.5に定める方法
鉛	0.01mg／ℓ 以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg／ℓ 以下	規格65.2に定める方法(ただし、規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあっては、日本工業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01mg／ℓ 以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水素	0.0005mg／ℓ 以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
PVCB	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg／ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg／ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg／ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg／ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg／ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg／ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg／ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg／ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg／ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg／ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg／ℓ 以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg／ℓ 以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg／ℓ 以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg／ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg／ℓ 以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg／ℓ 以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
ふつ素	0.8mg／ℓ 以下	規格34.1に定める方法又は規格34.1(c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び付表6に掲げる方法
ほう素	1mg／ℓ 以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg／l以下	付表7に掲げる方法
ダイオキシン類	1pg-TEQ／ℓ 以下	規格K0312に定める方法

備考1：ダイオキシン類はダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質環境基準。

備考2：付表は「水質汚濁に係る環境基準について」の付表を参照

イ. 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

(ア) 河川（湖沼を除く。）

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
A A	水道 1 級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるものの	6.5以上 8.5以下	1 mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/ 100m l 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100m l 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/l 以下	25mg/l 以下	5 mg/l 以上	5,000MPN/ 100m l 以下
C	水産 3 級 工業用 水 1 級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/l 以下	50mg/l 以下	5 mg/l 以上	-
D	工業用 水 2 級 農業用 水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/l 以下	100mg/l 以下	2 mg/l 以上	-
E	工業用 水 3 級 環境 保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/l 以上	-
測 定 方 法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法

備考（省略）

(イ) 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
A A	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるものの	6.5以上 8.5以下	1 mg/l 以下	1 mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/ 100m l 以下
A	水道 2, 3 級 水産 2 級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/l 以下	5 mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100m l 以下
B	水産 3 級 工業用 水 1 級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/l 以下	15mg/l 以下	5 mg/l 以上	-
C	工業用 水 2 級 環境 保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/l 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/l 以上	-
測 定 方 法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法

備考（省略）

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値	
		全窒素 (T-N)	全リン (T-P)
I	自 然 環 境 保 全 及 び II 以 下 の 欄 に 掲 げ る も の	0.1 mg/ℓ 以 下	0.005 mg/ℓ 以 下
II	水道 I、2、3 級 (特殊なものを除く。) 水 产 产 1 种 水浴及び III 以 下 の 欄 に 掲 げ る も の	0.2 mg/ℓ 以 下	0.01 mg/ℓ 以 下
III	水 道 3 級 (特 殊 な も の) 及 び IV 以 下 の 欄 に 掲 げ る も の	0.4 mg/ℓ 以 下	0.03 mg/ℓ 以 下
IV	水 产 产 2 种 及 び V の 欄 に 掲 げ る も の	0.6 mg/ℓ 以 下	0.05 mg/ℓ 以 下
V	水 工 产 3 种 农 业 产 用 用 环 境 境 保 全	1 mg/ℓ 以 下	0.1 mg/ℓ 以 下
測 定 方 法		規格45.2、45.3、45.4又は45.6に定める方法	規格46.3に定める方法

備考 (省略)

(3) 河川の環境基準の達成状況

県内の主要24河川について「生活環境の保全に関する環境基準」の類型指定を行っており、毎年環境基準の適合状況等を把握するための水質調査を実施しています。

平成29年度の調査結果を下表に示します。BODについては、23河川26地点で環境基準を達成していました。また、健康項目は、全ての河川で環境基準値以下の値でした。

生活環境項目に係る環境基準の達成状況（平成29年度）

区分	河川名	類型	B O D		測定回数	達成回数			
			達成状況	75%値		p H	S S	D O	大腸菌群数
南湖・瀬田川流入河川	天神川	A	○	0.9	12	○	○	○	5
	大宮川	A	○	0.9	12	○	○	○	2
	柳川	AA	○	0.8	12	○	○	○	0
	吾妻川	AA	○	1.0	12	○	○	○	0
	相模川	AA	○	1.1	12	10	○	○	0
	十禅寺川	A	○	1.7	12	○	9	○	1
	葉山川	A	○	1.0	12	○	○	○	0
	守山川	A	○	1.3	12	9	○	○	2
	大戸川上流	A	○	0.8	12	○	○	○	7
	下流		○	0.9	12	○	○	○	5
	信楽川上流	A	○	0.9	12	○	○	○	6
	下流		○	0.6	12	○	○	○	6
北湖東部流入河川	姉川	AA	○	0.9	12	10	11	○	0
	田川	AA	○	1.0	12	○	○	○	0
	天野川	AA	○	0.8	12	○	○	○	0
	犬上川	AA	○	0.8	12	○	○	○	0
	宇曾川	B	○	1.2	12	○	○	○	8
	愛知川	AA	○	0.8	12	11	○	○	0
	日野川	A	○	0.9	12	○	○	○	4
	家棟川	B	○	1.1	12	○	○	○	7
	野洲川下流	A	○	1.0	12	11	○	○	6
	中流		○	0.7	12	○	○	○	4
北湖西部流入河川	大浦川	A	○	0.9	12	○	○	○	4
	知内川	AA	○	0.8	12	○	○	○	0
	石田川	AA	○	0.6	12	○	○	○	0
	安曇川	AA	○	0.8	12	○	○	○	1
	和邇川	A	○	1.0	12	○	○	○	5
達成地点数		H29	26			22	25	27	0
		H28	27			24	26	27	0

注1) B O D欄の○印は、75%値が環境基準を達成したものを示す（基準値-AA類型:1mg / ℓ、A類型:2mg / ℓ、B類型:3mg / ℓ）。

注2) 達成回数欄の数字は、測定回数のうち環境基準を達成した回数を示し、○印は全ての回数で達成したものと示す。

(4) 湖沼水質保全計画

湖沼の水質保全対策を計画的、総合的に推進することを目的として、昭和59年に湖沼水質保全特別措置法（以下「湖沼法」）が制定され、琵琶湖は昭和60年に同法に基づく指定湖沼としての指定を受けました。

湖沼法に基づき、滋賀県と京都府（京都市北部の一部地域が琵琶湖の集水域）は、昭和61年度から5年ごとに湖沼水質保全計画を策定して、水質保全対策に積極的に取り組んできました。

第7期湖沼水質保全計画は、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とし、実施すべき水質保全対策（下水道整備、工場排水対策、農業排水対策、環境監視、調査研究など）や水質目標値が定められています。

第7期湖沼水質保全計画の水質目標値 (mg/ℓ)

項目		現状 (平成27年 度)	計画期間に達成すべき目標 (平成32年度)	
			対策を講じない場合	対策を講じた場合 (目標値)
C O D 75%値 (参考) 平均値	北湖	2.8	2.9	2.8
	南湖	4.6	4.9	4.6
	北湖	2.5	2.5	2.4
	南湖	3.2	3.6	3.2
T - N 年平均値	北湖	0.25	0.24	0.24
	南湖	0.24	0.25	0.24
T - P 年平均値	南湖	0.012	0.013	0.012

*北湖の全りんは、環境基準を満たしているため目標値を設定していない。

新たな水質管理指標（検討値） (mg/ℓ)

項目		現状 (平成27年 度)	計画期間に達成すべき目標 (平成32年度)	
			対策を講じない場合	対策を講じた場合 (目標値)
T O C 平均値	北湖	1.5	1.5	1.4
	南湖	2.0	2.3	2.0

3. 下水道に係る水質関係基準値一覧表

水質項目	単位	浄化センター放流水に適用される基準			下水道への受入基準	
		下水道法施行令 第6条		水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例		
		第1項	第3項			
有害物質による排水基準	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.01	0.01	0.03 0.01	
	シアン化合物	mg/l	0.1	0.1	1 0.1	
	有機燃焼化合物	mg/l	検出されないこと	検出されないこと	1 検出されないこと	
	鉛及びその化合物	mg/l	0.1		0.1 0.1	
	六価クロム化合物	mg/l	0.05	0.05	0.5 0.05	
	砒素及びその化合物	mg/l	0.05	0.05	0.1 0.05	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/l	0.005		0.005 0.005	
	アルキル水銀化合物	mg/l	検出されないこと		検出されないこと 検出されないこと	
	ボリ塩化ビフェニル	mg/l	0.003		0.003 0.003	
	トリクロロエチレン	mg/l	0.1		0.1 0.1	
	テトラクロロエチレン	mg/l	0.1		0.1 0.1	
	ジクロロメタン	mg/l	0.2		0.2 0.2	
	四塩化炭素	mg/l	0.02		0.02 0.02	
	1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.04		0.04 0.04	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	1		1 1	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.4		0.4 0.4	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	3		3 3	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.06		0.06 0.06	
	1,3-ジクロロプロパン	mg/l	0.02		0.02 0.02	
	チウラム	mg/l	0.06		0.06 0.06	
水質以外の排水基準	シマジン	mg/l	0.03		0.03 0.03	
	チオベンカルブ	mg/l	0.2		0.2 0.2	
	ベンゼン	mg/l	0.1		0.1 0.1	
	セレン及びその化合物	mg/l	0.1		0.1 0.1	
	ほう素及びその化合物	mg/l	10		10 10	
	ふっ素及びその化合物	mg/l	8		8 8	
	1,4-ジオキサン	mg/l	0.5		0.5 0.5	
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l	100		100	
	ダイオキシン類	pg-TEQ/l	10		10 10	
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	mg/l			<380	
生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	-	5.8~8.6	5.8~8.6(日間平均6.0~8.5)	日間平均6.0~8.5 5.8~8.6 5を超える未満	
	生物化学的酸素要求量	mg/l	(注3)日間平均48または10	160(日間平均20)	日間平均20 160(日間平均120) 注4 <600	
	化学的酸素要求量	mg/l		160(日間平均20)	日間平均20 160(日間平均120)	
	浮遊物質量	mg/l	40	200(日間平均70)	日間平均70 200(日間平均150) 注4 <600	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	mg/l	5		5 5	
	(動植物油脂類含有量)	mg/l	30(日間平均20)	日間平均20 30	30(日間平均20)	
	フェノール類	mg/l	5(日間平均1)	日間平均1 5	5(日間平均1)	
	銅及びその化合物	mg/l	3(日間平均1)	日間平均1 3	3(日間平均1)	
	亜鉛及びその化合物	mg/l	2(日間平均1)	日間平均1 2	2(日間平均1)	
	鉄及びその化合物(溶解性)	mg/l	10		10 10	
水基準	マンガン及びその化合物(溶解性)	mg/l	10		10 10	
	クロム及びその化合物	mg/l	2(日間平均0.1)	日間平均0.1 2	2(日間平均0.1)	
	大腸菌群数	個/cm³	3,000	日間平均3,000	日間平均3,000	
	アンチモン含有量	mg/l		日間平均0.05	日間平均0.05 日間平均0.05	
	ニッケル含有量(注5)	mg/l		日間平均1	日間平均1 日間平均1	
	窒素含有量	mg/l	(注7)日間平均5.0または15	120(日間平均20又は15)	注6 日間平均20または15 120(日間平均60) 注4 日間平均<60	
	リン含有量	mg/l	(注9)日間平均0.25または0.5	16(日間平均1又は0.5)	注8 日間平均1または0.5 16(日間平均8) 注4 日間平均<10	
	温度	℃			<45	
	沃素消費量	mg/l			<220	
	その他(色及び臭い)			排出先の公共用水域において人の健康または生活環境に支障をきたすような温度の変化をもたらさないことおよび色、臭気を帯びていないこと	排出先の公共用水域において人の健康または生活環境に支障をきたすような温度の変化をもたらさないことおよび色、臭気を帯びていないこと 流域下水道からの放流水において人の健康または生活環境に支障をきたすような温度の変化をもたらさないことおよび色、臭気を帯びていないこと おりおそれないこと(下水色及び下水臭を除く)	

注1 ダイオキシン類法:ダイオキシン類対策特別措置法、その他条例:滋賀県公害防止条例(アンチモン、その他(色及び臭い))及び草津市の良好な環境保全条例(ニッケル)

2 「下水道法に基づく除害施設設置基準」の欄は、下水道法施行令第9条、第9条の5及び第9条の10による除害施設の設置等に関する条例の基準値及び同第9条の4による特定事業場からの下水の排除制限に係る水質の基準値を示す。

3 生物化学的酸素要求量について高島処理区は10mg/l、それ以外の処理区は4.8mg/l。

4 除害施設の設置基準の生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、窒素含有量及びリン含有量については排水量により別の基準が市町の条例で定められている場合がある。(詳細は各市町の下水道条例参照)

5 ニッケル含有量は、湖南中部処理区のみ適用。

6 窒素含有量について湖南中部処理区は20mg/l、それ以外の処理区は15mg/l。

7 窒素含有量について高島処理区は15mg/l(循環変法+砂ろ過)または10mg/l(多段硝化脱窒法+砂ろ過)、それ以外の処理区は10mg/l(循環変法+砂ろ過)または5mg/l(多段硝化脱窒法+砂ろ過)。

8 リン含有量について湖南中部処理区は1mg/l、それ以外の処理区は0.5mg/l。

9 リン含有量について高島処理区は0.5mg/l、それ以外の処理区は0.25mg/l。

4. 処理センター主要建物財産一覧

公有財産建物台帳内訳表より主要建物のみ抜粋（H29年度末現在）

湖南中部処理センター	
建物名称	延面積
管理本館	4,898 m ²
第2管理棟	1,304 m ²
熱源棟	704 m ²
電気棟	5,937 m ²
薬注棟	289 m ²
スクリーンポンプ棟	503 m ²
ポンプ棟	4,214 m ²
ホッパー棟	212 m ²
しさホッパー棟	394 m ²
送風機棟	3,242 m ²
送風機・脱臭機棟2	3,121 m ²
水処理電気棟	480 m ²
水処理上屋4系1/2	7,210 m ²
放流ポンプ棟	1,170 m ²
放流ポンプ棟3	1,350 m ²
脱水機棟	2,825 m ²
脱水機棟	3,996 m ²
脱水機棟	3,444 m ²
濃縮棟	379 m ²
機械濃縮棟	1,394 m ²
焼却炉棟	586 m ²
焼却炉棟2	2,078 m ²
溶融炉棟(120t)	3,703 m ²
溶融炉ブロアー棟	98 m ²
超高度処理実証棟	262 m ²

東北部処理センター	
建物名称	延面積
管理棟	2,071 m ²
電気室棟	183 m ²
電気棟	1,177 m ²
ポンプ棟	2,543 m ²
第2ポンプ棟	4,315 m ²
ホッパー棟	189 m ²
送風機棟	1,235 m ²
第2送風機棟	1,192 m ²
脱臭機械室棟	176 m ²
薬注室棟	256 m ²
水処理棟	1,285 m ²
急速ろ過池棟	790 m ²
急速ろ過棟	1,353 m ²
汚泥濃縮タンク棟	256 m ²
汚泥処理棟	3,770 m ²
第2汚泥処理棟	5,048 m ²
汚泥溶融炉監視棟	2,245 m ²
ストックヤード上屋	171 m ²

湖西処理センター	
建物名称	延面積
管理棟	3,675 m ²
機械棟	4,099 m ²
電気棟	3,388 m ²
第2ポンプ棟	575 m ²
脱臭棟	93 m ²
薬注室	242 m ²
溶融炉棟	4,419 m ²
スカム処理機室	61 m ²
汚泥処理棟	4,345 m ²
スカム棟	583 m ²

高島処理センター	
建物名称	延面積
管理棟	2,188 m ²
管理棟	729 m ²
機械棟	1,411 m ²
揚水ポンプ場	1,766 m ²
水処理棟	2,931 m ²
水処理施設	3,163 m ²
濃縮タンク棟	462 m ²
濃縮機械棟	703 m ²
汚泥処理棟	704 m ²
第2汚泥処理棟	1,470 m ²
融雪ポンプ棟	45 m ²

